

7問 「指定法人」を全国で1つの「営利を目的としない法人」に限った理由について、法務当局に問う。

[全国で一つに限った理由]

- 本制度では、広く利用者の用に供し得るものとして、指定法人において最高裁判所から民事裁判情報の提供を受け、基幹となるデータベースを整備することを予定しており、このような位置付けや、仮名処理等の作業を集約して効率化できることを踏まえ、指定法人は一つに限ることが相当である。
- また、複数の法人がこれを取り扱うこととなれば、仮名処理前の訴訟関係者の氏名等に関する情報の漏えい・拡散のリスクが高まる上、訴訟関係者等は、複数の法人に対して仮名処理の訂正等の申出をすることが必要になるなどの支障が生じ得る。
- こうした事情を踏まえ、本法律案においては、指定法人を全国に一つだけ認めることとしている。

[営利を目的としない法人に限った理由]

- 社会全体で活用すべき公共財としての側面を有する民事裁判情報について、その適正かつ効果的な活用のために必要な加工を行って利用者に提供するという業務については、公正に行われ、利用料金をなるべく低廉なものとして民事裁判情報の活用を幅広く促す必要がある。
- そこで、この業務の担い手については、営利を目的としない者に行わせるのが相当であるから、営利を目的としない法人に限定することとしている。

(参考1) 仮名処理の効率化 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・6(2)イ [46ページ]))

現状において、民事裁判情報の提供主体がそれぞれに相応の費用と手間をかけて仮名処理を実施しているという状態が、社会全体としてみた場合に極めて非効率的であり、民事訴訟手続のデジタル化の実現後に、データ化された民事裁判情報が大量に生成され蓄積されていく中で、大量の民事判決の利活用を念頭に置く場合には、このような現状を改善する必要があるとの指摘がされている。このような現状に対する問題認識を背景として、民事裁判情報の提供の在り方を抜本的に見直すための検討に至った経緯を踏まえれば、情報管理機関は一つに限られることが望ましいと考えられる。仮に複数の情報管理機関による競争が生じた場合には、提供料金を低廉なものとするために提供する民事裁判情報を限定する者や仮名処理を行う人員を削減する者が現れる可能性も否定できない。また、この場合には、複数の情報管理機関が同じ民事裁判情報を重複して管理することとなり、不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられるほか、前記5(1)の事後的な措置が統一的に行われなくなることや利用者・訴訟関係者にとって事後的な措置を求める相手方が不明確になったり、複数の情報管理機関に対して申出をしなければならなくなったりするという弊害も懸念される。

(参考2) 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準 (平成18年8月15日閣議決定)

#### 1 規制の新設審査の際の基準

(中略)、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。

登録機関による実施により難しい事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難い次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。

(中略)

エ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案。

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一～五 (略)

2～5 (略)